

平成23年8月11日

## 投資主各位

(証券コード 8966)  
東京都港区愛宕二丁目5番1号  
平和不動産リート投資法人  
執行役員 東原正明

### 第13回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先の東日本大震災により被災されました皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

さて、本投資法人の第13回投資主総会を下記の通り開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができません。書面による議決権の行使をお望みの場合は、後記の投資主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成23年8月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に従い、本投資法人の規約において、「みなし賛成」の規定を次の通り定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合は、本投資主総会における各議案について賛成されるものとみなし、その議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取扱いすることになりますので、十分ご留意下さいますようお願い申し上げます。

<本投資法人の規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

敬 具

記

- |      |   |                                     |
|------|---|-------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成23年8月26日（金曜日）午前10時                |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号<br>東京証券会館 9階会議室 |

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は、末尾の「第13回投資主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えないようお願い申し上げます。

### 3. 会議の目的事項

#### 決議事項

- |       |              |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 規約一部変更の件     |
| 第2号議案 | 執行役員1名選任の件   |
| 第3号議案 | 補欠執行役員1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監督役員2名選任の件   |

以 上

---

#### 【お願い】

- ①当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ②代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席頂くことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

#### 【ご案内】

- ①投資主総会参考書類に記載すべき事項について本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.heiwa-re.co.jp/>) に掲載致しますので、ご了承下さい。
- ②当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催致しますので、併せてご参加下さいますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。）に定められる投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件を定める租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含みます。）が改正されたことに伴い、必要な字句の修正等を行うものであります。
- (2) 租税特別措置法が改正され、不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の税率軽減に係る要件が変更されたことに伴い、必要な字句の修正等を行うものであります。
- (3) 近年の地球温暖化対策に対する取組みの高まりに伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。）に基づく算定割当量やその他の法令又は条例等に基づく類似の排出権等に対する投資を可能とするため、必要な字句の修正等を行うものであります。
- (4) 税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合において、分配金額を、配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えた金額ではなく、本投資法人が合理的に決定する金額とすることを可能とするため、必要な字句の修正等を行うものであります。
- (5) その他、字句の修正、表現の変更及び統一、条文の整理及び定義の明確化を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第2条(目的) この投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき、投資法人の資産を主として不動産等(第26条第2項各号に定める資産をいいます。以下同じ。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等(第26条第3項各号に定める資産をいいます。以下「不動産対応証券」といいます。)の特定資産(投信法第2条第1項に定める資産をいいます。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とします。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 投資口</b></p> <p>第5条(発行可能投資口総口数) 1. (記載省略) 2. この投資法人の発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 執行役員、監督役員及び役員会</b></p> <p>第18条(執行役員及び監督役員の任期) 執行役員及び監督役員の任期は、就任日から2年とします。補欠又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、<u>他の在任執行役員又は監督役員の任期の満了すべき時まで</u>とします。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第2条(目的) この投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき、投資法人の資産を主として不動産等(第26条第2項各号に定める資産をいいます。以下同じ。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券(第26条第3項各号に定める資産をいいます。以下「不動産対応証券」といいます。)<u>等</u>の特定資産(投信法第2条第1項に定める<u>特定</u>資産をいいます。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とします。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 投資口</b></p> <p>第5条(発行可能投資口総口数) 1. (現行通り) 2. この投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 執行役員、監督役員及び役員会</b></p> <p>第18条(執行役員及び監督役員の任期) 執行役員及び監督役員の任期は、就任日から2年とします。<u>但し、補欠として又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一と</u>します。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第20条（役員会の招集及び議長）</p> <p>1. 役員会は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会招集権者が招集し、その議長となります。</p> <p>2. ～4. （記載省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 資産運用の対象及び方針</b></p> <p>第24条（資産運用の基本方針） この投資法人は、主として不動産等及び不動産対応証券の特定資産に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を実現すべく運用を行います。</p> <p>第25条（投資態度）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. この投資法人は、特定不動産（この投資法人が取得する特定資産のうち、不動産、不動産の賃借権、<u>地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権を</u>いいます。）の価額の合計額のこの投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を、100分の75以上とします。</p> <p>3. ～7. （記載省略）</p> <p>第26条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. ～2. （記載省略）</p> <p>3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に定めるものをいいます。</p> <p>(1) ～(3) （記載省略）</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第13項及び第15項に定める特定目的信託の受益証券（前項第4号、第5号又は第7号に定める<u>資産に投資するもの</u>を除きます。）</p>	<p>第20条（役員会の招集及び議長）</p> <p>1. 役員会は、<u>法令に別段の定めがある場合のほか</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会招集権者が招集し、その議長となります。</p> <p>2. ～4. （現行通り）</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 資産運用の対象及び方針</b></p> <p>第24条（資産運用の基本方針） この投資法人は、主として不動産等及び不動産対応証券等の特定資産に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を実現すべく運用を行います。</p> <p>第25条（投資態度）</p> <p>1. （現行通り）</p> <p>2. この投資法人は、特定不動産（この投資法人が取得する特定資産のうち、不動産、不動産の賃借権<u>若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権を</u>いいます。）の価額の合計額のこの投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を、100分の75以上とします。</p> <p>3. ～7. （現行通り）</p> <p>第26条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. ～2. （現行通り）</p> <p>3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に定めるものをいいます。</p> <p>(1) ～(3) （現行通り）</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第13項及び第15項に定める特定目的信託の受益証券（前項第4号、第5号又は第7号に定める<u>資産に該当するもの</u>を除きます。）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>4. この投資法人は、第2項及び第3項に定める特定資産のほか、次に定める資産により運用します。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 有価証券(「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」(平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。))第3条第1号に定めるものをいいます。以下同じ。)</p> <p>(3) ～(12) (記載省略) (新設)</p> <p>(13) 第1号から第12号までに定めるもののほか、不動産等の投資に付随して取得が必要となるその他の運用資産</p> <p>第29条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. この投資法人の資産評価の方法は、<u>下記の通り</u>運用資産の種類毎に定めます。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 第26条第2項第4号から第7号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は第1号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとします。</p>	<p>4. この投資法人は、第2項及び第3項に定める特定資産のほか、次に定める資産に<u>投資</u>することができます。</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) 有価証券(「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」(平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。))第3条第1号に定めるものをいいます。以下同じ。)<u>(但し、前2項に定めるものに該当するものを除きます。)</u></p> <p>(3) ～(12) (現行通り)</p> <p><u>(13) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。)</u>に基づく<u>算定割当量その他これに類似するもの又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含みます。)</u></p> <p>(14) 第1号から第13号までに定めるもののほか、不動産等の投資に付随して取得が必要となるその他の運用資産</p> <p>第29条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. この投資法人の資産評価の方法は、<u>運用資産の種類毎に定めるものと</u>し、原則として以下の通りとします。</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) 第26条第2項第4号から第7号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は第1号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 第26条第3項に定める不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券 (記載省略)</p> <p>(4) ～(5) (記載省略)</p> <p>(6) 第26条第4項第4号に定めるデリバティブ取引に係る権利 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))を用います。同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格を用います。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られれば、その価額とします。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価します。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できるものとします。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとします。</p> <p>(7) その他の資産 上記に定めのない資産については、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>により付されるべき評価額をもって評価します。</p>	<p>(3) 第26条第3項に定める不動産対応証券 (現行通り)</p> <p>(4) ～(5) (現行通り)</p> <p>(6) 第26条第4項第4号に定めるデリバティブ取引に係る権利 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))を用います。同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格を用います。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られれば、その価額とします。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価します。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できるものとします。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとします。</p> <p>(7) その他の資産 上記に定めのない資産については、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>により付されるべき評価額をもって評価します。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、第1項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 第26条第2項第4号から第7号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は第1号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとします。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>第31条 (借入金及び投資法人債発行の限度額)</p> <p>1. 資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るため、資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金及び運転資金、又は債務の返済(敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。以下同じ。))の返済を含みます。)、その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を用途とし、借入れ又は投資法人債の発行を行います。</p> <p>2. ～4. (記載省略)</p>	<p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、第1項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします。</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) 第26条第2項第4号から第7号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は第1号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとします。</p> <p>3. (現行通り)</p> <p>第31条 (借入金及び投資法人債発行の限度額)</p> <p>1. 資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るため、資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託の受益権<u>その他の資産の裏付けとなる不動産</u>に係る工事代金及び運転資金、又は債務の返済(敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。以下同じ。))の返済を含みます。)、その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を用途とし、借入れ又は投資法人債の発行を行います。</p> <p>2. ～4. (現行通り)</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第32条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. 分配方針 この投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p>	<p>第32条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. 分配方針 この投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) この投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に準拠して決算日毎に計算される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいいます。）の金額とします。</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15に定める投資法人の課税の特例（以下「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定されるこの投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」といいます。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合は、変更後の金額とします。）を超えて分配するものとして、この投資法人が決定する金額とします。なお、この投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積立てることができます。</p> <p>(3) （記載省略）</p>	<p>(1) この投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に準拠して決算日毎に計算される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいいます。）の金額とします。</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15に定める投資法人の課税の特例（以下「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定されるこの投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」といいます。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合は、変更後の金額とします。）を超えて分配するものとして、この投資法人が決定する金額とします。<u>但し、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、この投資法人が合理的に決定する金額とします。</u>なお、この投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積立てることができます。</p> <p>(3) （現行通り）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 利益を超えた金銭の分配 この投資法人は、以下の場合、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。但し、社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とします。</p> <p>(1)～(2) (記載省略)</p> <p>3.～4. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 会計監査人</b></p> <p>第35条 (任期)</p> <p>1. 会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>第36条 (会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準)</p> <p>会計監査人の報酬額は、1営業期間につき1,500万円を上限として役員会で決定します。<u>その支払時期は、決算日後3ヵ月以内に</u>、会計監査人の指定する口座へ振込により支払うものとします。</p>	<p>2. 利益を超えた金銭の分配 この投資法人は、以下の場合、<u>それぞれに定める金額を</u>、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。但し、社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とします。</p> <p>(1)～(2) (現行通り)</p> <p>3.～4. (現行通り)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 会計監査人</b></p> <p>第35条 (任期)</p> <p>1. 会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算日後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>第36条 (会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準)</p> <p>会計監査人の報酬額は、1営業期間につき1,500万円を上限として役員会で決定します。支払時期は決算日後3ヵ月以内<u>とし</u>、会計監査人の指定する口座へ振込により支払うものとします。</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員東原正明は、平成23年12月10日をもって任期満了となりますが、平成23年8月30日をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。任期は、平成23年8月31日から2年間となります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成23年7月27日及び8月3日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	所有投資口数 (口)
ひがし はら まさ あき 東 原 正 明 (昭和28年8月26日生)	昭和52年4月 株式会社日本不動産銀行入行 昭和52年10月 株式会社日本債券信用銀行に商号変更 平成10年6月 同行広島支店副支店長 平成12年6月 同行システム運用部長 平成13年1月 株式会社あおぞら銀行に商号変更 平成16年8月 あおぞら情報システム株式会社出向、常務執行役員システム運用部長就任 平成18年7月 株式会社あおぞら銀行復帰、事務部担当部長 平成19年6月 同行IT統括部担当部長 平成20年4月 あおぞら情報システム株式会社出向、運用部担当部長 平成21年12月 本投資法人執行役員就任（現任）	0

(注) 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員市川隆也の選任に係る決議は、本投資主総会の開始のときをもって効力を失います。つきましては、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、改めて補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成23年7月27日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
市川 隆也 <small>いち かわ たか や</small> (昭和27年12月8日生)	昭和51年4月 平成14年7月 平成19年4月 平成22年1月 平成22年1月  平成22年4月	平和不動産株式会社入社 同社大阪支店長 同社ビルディング事業部長 同社総務部部長 カナル投信株式会社（現平和不動産アセットマネジメント株式会社）出向、代表取締役社長就任 同社転籍（現任）	0

- (注1) 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長であります。
- (注2) 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- (注3) 上記補欠執行役員候補者が本投資法人の執行役員に就任した場合は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）第31条の4第1項の規定に伴い、遅滞なく、その旨を届け出ます。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員大坪和敏、横山榮一郎及び杉浦孝司は、平成23年8月30日をもって任期満了となります。つきましては、新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。任期は、平成23年8月31日から2年間となります。

監督役員候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
1	ふく い たく 福 井 琢 (昭和36年8月24日生)	昭和62年4月	弁護士登録	0
		昭和62年4月	柏木総合法律事務所入所	
		平成7年4月	慶應義塾大学法学部講師	
		平成8年4月	柏木総合法律事務所パートナー就任	
		平成11年4月	財団法人日本資産流動化研究所証券化利用委員会委員	
		平成16年4月	慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)教授就任(現任)	
		平成17年6月	信越化学工業株式会社社外監査役就任(現任)	
		平成21年1月	柏木総合法律事務所代表パートナー就任(現任)	
		平成21年6月	株式会社大林組コンプライアンス検証・提言委員会外部委員	
		平成22年6月	株式会社神戸製鋼所コンプライアンス検証・提言委員会外部委員	

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
2	くぼ かわ ひで かつ 窪川 秀一 (昭和28年2月20日生)	昭和51年10月 昭和55年8月 昭和61年7月  昭和62年3月 平成元年2月 平成15年5月 平成16年6月 平成17年6月 平成17年10月	監査法人中央会計事務所入所 公認会計士登録 窪川公認会計士事務所(現四谷 パートナーズ会計事務所) 開業 代表就任(現任) 税理士登録 ソフトバンク株式会社社外監査役 就任(現任) 株式会社カスミ社外監査役就任 (現任) 株式会社テイクアンドグヴ・ニー ズ社外監査役就任(現任) 共立印刷株式会社社外監査役就任 (現任) リプラス・レジデンシャル投資法 人(現日本賃貸住宅投資法人) 監 督役員就任	0

(注) 上記各監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

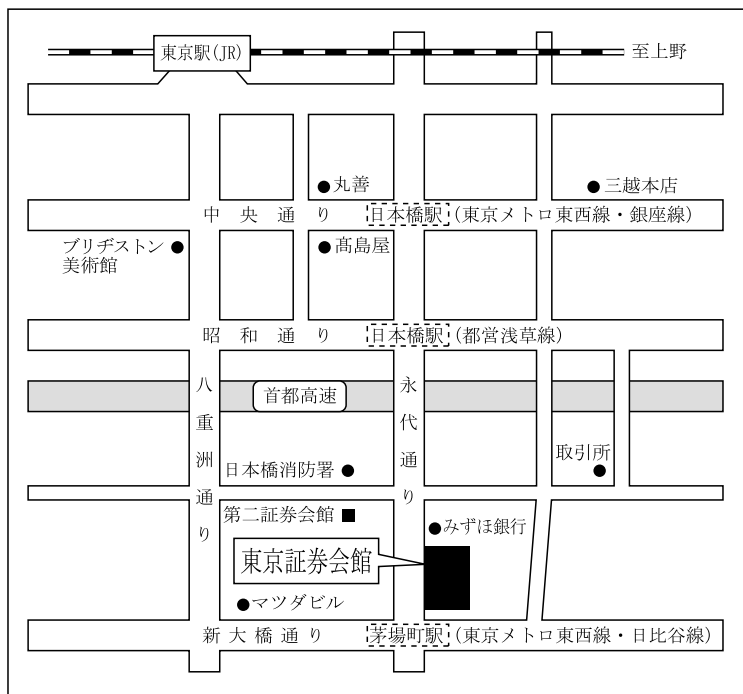
以 上

## 第13回投資主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館 9階会議室

電話 03-3667-9210



- 東京メトロ 東西線・日比谷線 茅場町駅 8番出口直結
- 東京メトロ 東西線・銀座線・都営浅草線 日本橋駅 D2出口 徒歩5分
- JR東京駅 八重洲北口 徒歩10分

- ・会場周辺の道路及び駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。
- ・節電により会場内の設定温度が高めになることがありますので、投資主の皆様におかれましてはなるべく軽装にてお越し下さいますようお願い申し上げます。

開催場所が前回と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。